

親法人で政令で定めるものに限る。)	事業等の計画」という。)
二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条号において「事業計画」という。)	同条の認定に係る事業計画(以下この号においては、「事業計画」という。)及びその附屬設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの百分之八)

二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条号において「事業計画」という。	同条の認定に係る事業計画(以下この号においては、「事業計画」という。)及びその附屬設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの百分之八)
法人(地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。)	当該事業計画に記載された建物及びその附屬設備についても、百分の十(建物及びその附屬設備については、百分の八)

3 省略

(地震防災対策用資産の特別償却)

第六十八条の十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域(以下この項において「地震防災対策強化地域」という。)その他地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産(以下この項において「地震防災対策用資産」という。)を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却

3 同上

(地震防災対策用資産の特別償却)

第六十八条の十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産(以下この項において「地震防災対策用資産」という。)を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却

の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の九（当該地震防災対策用資産が地盤防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の人）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 省略

（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第四十四条の二第一項に規定する特定高度技術産業集積地域（以下この項において「特定高度技術産業集積地域」という。）内において、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、同条第一項に規定する特定資産（以下この項において「特定資産」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該特定高度技術産業集積地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の営む同条第一項に規定する高度技術工業（以下この項において「高度技術工業」という。）に属する事業の用（研究所用の建物及びその附属設備にあつては、高度技術工業以外の事業の用を含む。）に供した場合において、その用に供した当該特定資産が政令で定める規模のものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定資産（以下この項において「高度技術産業用設備」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度技術産業用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度技術産業用設備の取得価額（第六十八条の九第七項）に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得等をした高度技術産業用設備については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 省略

（開発研究用設備の特別償却）

第六十八条の二十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で開発研究（第四十四条の二第一項に規定する開発研究をいう。以下この条において同じ。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年

限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の九に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 同上

（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第四十四条の二第一項に規定する特定高度技術産業集積地域（以下この項において「特定高度技術産業集積地域」という。）内において、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、同条第一項に規定する特定資産（以下この項において「特定資産」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該特定高度技術産業集積地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の営む同条第一項に規定する高度技術工業（以下この項において「高度技術工業」という。）に属する事業の用（研究所用の建物及びその附属設備にあつては、高度技術工業以外の事業の用を含む。）に供した場合において、その用に供した当該特定資産が政令で定める規模のものであるときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定資産（以下この項において「高度技術産業用設備」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該高度技術産業用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該高度技術産業用設備の取得価額（第六十八条の九第二項）に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等以外の連結親法人又はその連結子法人が取得等をした高度技術産業用設備については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 同上

三月三十日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（第三項までにおいて「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日を含む連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。）の当該開発研究用設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この項及び次項において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない開発研究用設備（第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備を含む。以下この項及び次項において同じ。）を取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の平成十五年四月一日を含む連結事業年度の当該開発研究用設備（当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併・適格分割・適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により開発研究用設備（当該特定適

- 格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）の移転を受け、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、当該移転を受けた日を含む連結事業年度（当該連結事業年度が平成十五年四月一日前に終了する連結事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合に、当該終了する事業年度）である場合には、同日を含む連結事業年度）の当該開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該開発研究用設備の取得価額の百分の五に相当する金額をいう。）との合計額とする。
- 4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりこれらの規定に規定する各開発研究用設備別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 5 前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の二第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。
- 6 第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他前項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

(事業革新設備の特別償却)

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の四第一項各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたもの（当該法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作してこれを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第四十四条の四第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第一号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(事業革新設備等の特別償却)

第六十八条の二十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の四第一項に規定する事業再構築計画（以下この項において「事業再構築計画」という。）に係る同条第一項に規定する認定を受け、かつ、同項に規定する確認を受けた連結親法人又はその連結子法人（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械その他の減価償却資産で産業活力再生特別措置法第二条第二項第二号に規定する事業革新に著しく資するものとして政令で定めるもの（当該事業再構築計画に記載されたものに限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の十八（当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更について定められている事業再構築計画に記載されたものである場合は、百分の二十四）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第四十四条の四第二項に規定する高度化計画に係る同項に規定する認定を受けたものが、平成十四年四月一日から平成十五年六月三十日までの間に、同項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該

(特定電気通信設備等の特別償却)

第六十八条の二十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該特定電気通信設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等の普通償却限度額と特別償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 電気通信事業法第二条 第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」とい う。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジ ョン放送事業者に該当す	電気信号の効率的な伝送を行 うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定 めるもの	百分の六（有線）
法 人	資 産	割 合
一 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」とい う。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジ ョン放送事業者に該当す	電気信号の効率的な伝送を行 うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定 めるもの	百分の六（有線）

(特定電気通信設備等の特別償却)

第六十八条の二十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該特定電気通信設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備等の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	期 間	資 産	割 合
一 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」とい う。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジ ョン放送事業者に該当す	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	当該電気通信事業者の事業所相互間における電気信号の効率的な伝送を行 うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるもの	百分の十五
法 人	期 間	資 産	割 合
一 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」とい う。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジ ョン放送事業者に該当す	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	当該電気通信事業者の事業所相互間における電気信号の効率的な伝送を行 うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるもの	百分の十五

3 第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

製造過程管理高度化設備等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

る連結法人

二 電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律第五条に規定する有線放送電話業者に該当する連結法人	当該法人と利用者との間ににおける電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	当該法人と利用者との間ににおける電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	百分の十五	ものについては、百分の十）
三 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する連結法人のうち政令で定めるもの及び放送番組を作成する事業を営む連結法人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五	

法人

二 電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律第五条に規定する有線放送電話業者に該当す	三 電気通信事業	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日まで	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日まで	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	令で定めるもの
ける電気信号の伝送を高速かつ	業者又は有線放送事業	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日まで	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日まで	し、有線テレビジョン放送における電気信号の伝送若しくは変換の効率化に資する効果が特に著しいもの又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するものとして政令で定めるものについては、百分の十二とする。）	百分の七（当該設備であつて、電気信号の伝送を超高速かつ広帯域で行うものとして政令で定めるものについては百分の六とし、有線テレビジョン放送における電気信号の伝送若しくは変換の効率化に資する効果が特に著しいもの又は電気信号の伝送の経路を制御するための機能を有するものとして政令で定めるものについては、百分の十二とする。）
する。	百分の十八				

る連結法人

定めるもの	五 放送法第二条		電気通信事業者に該当する連結法人	電気通信役務の安定的な提供による資産を除く。
	第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する連結法人のうち政令で定めるもの及び放送番組を制作する事業を営む連結法人のうち政令で定めるもの	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで		
	放送番組の効率的な伝送を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	的的な制作又は電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の五（当該設備であつて電気通信役務の安定的な提供における支障の発生の防止に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十二）	広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前二号に掲げる資産を除く。）
	百分の十五	百分の十五	百分の十五	百分の十五

2 省略

(商業施設等の特別償却)

第六十八条の二十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日（同表の第五号から第八号までの上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる連結法人及び同表の第五号の上欄に掲げる連結法人のうち政令で定めるものにあっては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該商業施設等の普通償

2 同上

(商業施設等の特別償却)

第六十八条の二十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日（同表の第六号から第九号までの上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる連結法人及び同表の第六号の上欄に掲げる連結法人のうち政令で定めるものにあっては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該商業施設等の普通償

六 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第三条第二項に規定する不正アクセス行為からの防衛に資する設備として財務省令で定めるものを事業の用に供する第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等	平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	当該設備で政令で定める規模の百分の十五

却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一・二省略	省略	省略

六 中心市街地における市 業高度化事業を実施する 連結法人のうち政令で定 めるもの	五 中心市街地における市 街地の整備改善及び商業 等の活性化の一体的推進 に関する法律第二十一条 第二項に規定する認定中 小小売商業高度化事業計 画に係る同法第四条第五 項に規定する中小小売商 業高度化事業を実施する 連結法人のうち政令で定 めるもの	四 省略	三 省略
同法第十七条第二項に規定	四 条第六項に規定する特 定会社で政令で定める連 結親法人	省略	省略
百分の八	イ 当該認定中小小売商業 高度化事業計画に係る同 条第一項に規定する商業 施設のうち建物及びその 附属設備（第九号までに おいて「建物等」という 。）で政令で定めるもの	百分の八	省略

却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一・二 同上	同 上	同 上
三 中小小売商業振興法第 四条第六項に規定する特 定会社で政令で定める連 結親法人	同項の認定を受けた商店街 整備等支援計画に係る共同 店舗、アーケード、休憩所 その他の施設の用に供する 建物等（建物及びその附属 設備並びに構築物をいう。 以下この号において同じ。） 、百分の十二（二）	百分の八（当該 建物等のうち公 衆の利便を図る ためのものとし て政令で定める ものについては 、百分の十二（二）
七 同上	六 同上	五 同上
同法第十七条第二項に規定	四 同上	同上
同法第十七条第二項に規定	四 同上	同上
同上	同上	同上

街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律第十七条第一項に規定する認定特定事業者である連結法人で同法第四条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業を実施するものうち政令で定めるも

する認定特定事業計画（第九号までにおいて「認定特定事業計画」という。）に係る同法第四条第四項第一号の商業施設のうち建物等で政令で定めるもの又は認定特定事業計画に係る同号の商業基盤施設（政令で定める規模のものに限る。）のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの

九 省略	省略	省略	省略
八 省略	省略	省略	省略
七 省略			

(飼料製造設備等の特別償却)

第六十八条の二十四の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第四

項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、第四十四条の八第一項に規定する飼料製造設備等（以下この項において「飼料製造設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八（建物及びその附属設備について

十 同上	九 同上	八 同上	
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	

は、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第四十四条の八第二項に規定する高度化計画に係る同項に規定する認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、同項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附屬設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（再商品化設備等の特別償却）

第六十八条の二十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、第四十四条の九第一項各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該再商品化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかわらず、当該再商品化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該再商品化設備等の取得価額（第四十四条の九第一項第一号及び第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で

（再商品化設備等の特別償却）

第六十八条の二十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、第四十四条の九第一項各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該再商品化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかわらず、当該再商品化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該再商品化設備等の取得価額（第四十四条の九第一項第一号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で

額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額を計算した金額をいう。)との合計額とする。

2 省略

第六十八条の二十八 削除

定める割合を乗じて計算した金額)に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

2 同上

(中小連結法人の機械の特別償却)

第六十八条の二十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人(連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。)に該当するものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を作成して、これを当該中小連結法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該機械及び装置の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該機械及び装置の普通償却限度額と特別償却限度額(当該機械及び装置の取得価額の百分の十一)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(医療用機器等の特別償却)

第六十八条の二十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器等」という。)を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

(医療用機器等の特別償却)

第六十八条の二十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの(同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器等」という。)を取得し、又は医療用機器等を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 医療保健業を営む連結法人	イ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（口又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
二 省 略	ハ 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十
省 略	百分の二十一	

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、第四十五条の二第二項に規定する特定医療用建物（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定医療用建物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に第四十五条の二第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める

法 人	資 産	割 合
一 医療保健業を営む連結法人	イ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（口又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
二 同 上	ハ 救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十一
同 上	百分の二十二	

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で医療保健業を営むものが、平成三年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、第四十五条の三第二項に規定する特定医療用建物（以下この項及び次項において「特定医療用建物」という。）を取得し、又は特定医療用建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定医療用建物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定医療用建物の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に第四十五条の三第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める

割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定(当該適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日(適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日)を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合(以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。)には、第四十五条の二第二項の規定)の適用を受けている特定医療用建物の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該特定医療用建物を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間(連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間)の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までに、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備(当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備(財務省令で定めるものを除く。)についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用等建物」という。)を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合(救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該建替え病院用建物(第二項の規定の適用を受けたものを除く。)の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は

割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日(適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日)を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合(以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。)には、第四十五条の三第二項の規定)の適用を受けている特定医療用建物の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該特定医療用建物を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間(連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間)の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までに、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用の建物及びその附属設備(当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備(財務省令で定めるものを除く。)についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用建物」という。)を取得し、又は建替え病院用建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合(救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該建替え病院用建物(第二項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は

別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用建物の第四十五条の三第四項に規定する基準取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 前項の規定は、連結確定申告書等に第四十五条の二第五項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

658 省略

（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）

第六十八条の三十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十七に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、適用事業年度終了の日において中小企業革新支援法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で平成十一年七月一日から平成十七年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該連結親法人又はその連結子法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして主として営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用建物の第四十五条の三第四項に規定する基準取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 前項の規定は、連結確定申告書等に第四十五条の三第五項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

658 同上

（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）

第六十八条の三十 同上

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、適用事業年度終了の日において中小企業革新支援法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で平成十一年七月一日から平成十五年三月三十一日までの間に同法第十条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する特定組合等（以下この号において「特定組合等」という。）の構成員（当該特定組合等が二以上の特定組合等を会員とする法人である場合には当該連結親法人又はその連結子法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして主として営むこれらの者のうち当該経営基盤強化計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同項に規定する特定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものをして主として営む場合として政令で定める場合 機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附属設備

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該連結親法人又はその連結子法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前五年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したものに係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

(農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却)

第六十八条の三十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（第一号に掲げる場合（同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。）

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該連結親法人又はその連結子法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前五年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したものに係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

(農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却)

第六十八条の三十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（第一号に掲げる場合（同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。）

）には、適用連結事業年度において第六十八条の百一第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人を除く。）が、適用連結事業年度終了の日において次の各号に掲げる場合には、同日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかるわらず、当該資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該連結親法人又はその連結子法人が、平成五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この号において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第三項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合、農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該農業生産法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業経営改善計画（以下この号において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用連結事業年度にあつては、これらの減価償却資産のうち当該新農業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

2 前項に規定する適用連結事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める連結事業年度をいう。

一 前項第一号に掲げる場合 同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日を含む連結事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日。以下この号において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日までの期間（同項第一号に規定する新農業經營改善計画にあつては、同号に規定する他の農業經營改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業經營改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業經營改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業經營改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）内の日を含む各連結事業年度

二 前項第二号及び第三号に掲げる場合 同項第二号又は第三号に規定する認定のあつた日から当該認定のあつた日を含む連結事業年度開始の日（当該認定のあつた日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度

3 第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 省略

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第六十八条の三十四 省略

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、

平成十三年八月五日から平成十七年三月三十日までの間に、新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該連結事業年度における償却額の計算に

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 同上

（優良賃貸住宅等の割増償却）

第六十八条の三十四 同上

2 同上

（優良賃貸住宅等の割増償却）

第六十八条の三十四 同上

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、

平成十三年八月五日から平成十五年三月三十日までの間に、新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該連結事業年度における償却額の計算に

関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。) の償却限度額は、供用日以後五年以内(次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間(当該高齢者向け優良賃貸住宅につき第四十七条第三項に規定する目的外使用期間(次項において「目的外使用期間」という。)を除く。)に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかる限り、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の三十六(当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十)に相当する金額をいう。)との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

5 | 4 省略

連続親法人又は当該連続親法人による連続完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、その有する建築物(政令で定めるものに限る。)の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良(用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。)をして、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む連結事業年度の当該賃貸住宅(当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。)の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるらず、当該改良優良賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額(当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

一 賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

6 第一項、第三項又は前項の規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつ

関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、供用日以後五年以内(次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間(当該高齢者向け優良賃貸住宅につき第四十七条第三項に規定する目的外使用期間(次項において「目的外使用期間」という。)を除く。)に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかる限り、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の四十(当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十五)に相当する金額をいう。)との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

4 同上

5 第一項又は第三項の規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつ